

紺綬褒章制度に伴う寄附分納の申出について

このたびは、福生市まちづくりに資する寄附金にお申込みをいただきありがとうございます。
従前より、公益のために私財を500万円以上寄附した者に授与される紺綬褒章について、寄附を分納する場合は、最初の寄附日から3年以内に授与基準額以上となることが条件とされておりましたが、平成29年4月1日以降に寄附を分納する場合について、最初の寄附日から3年以内という期限が撤廃されるなど、次のとおり、条件が変更となりました。

寄附の分納の条件

- (1) 同一の寄附の客体及び寄附目的であること。
 - (2) 寄附者からあらかじめ分納の申出があること。
 - (3) 各分納の日がすべて平成29年4月1日以降であること。
- ※ 分納の日が平成29年3月31日以前のものを含む場合は、前述の要件(1)及び(2)の他に分納の期間(初回の寄附から最終回の寄附の日まで)が3年以内であることを満たすことが必要。

このことにより、あらかじめ分納の申出を確認することが必要となるため、次のとおり、分納の申出の確認をさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

年 月 日

東京都福生市長 宛て

寄附者

お名前

御住所 〒

私は、紺綬褒章制度に伴う寄附分納の申出について

分納申出を行います

分納申出は行いません